

別紙

| 対象外種目 | 厚生労働大臣が定める者のイ | 厚生労働大臣が定める者のイに該当する 基本調査の結果 |
|--------------------------|--|--|
| ア 車いす及び 車いす付属品 | 次のいずれかに該当する者 | |
| | (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者 | 基本調査1-7が、「3.できない」 — (要件②へ) |
| イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品 | 次のいずれかに該当する者 | |
| | (一) 日常的に起きあがりが困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者 | 基本調査1-4が、「3.できない」 基本調査1-3が、「3.できない」 |
| ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器 | 日常的に寝返りが困難な者 | 基本調査1-3が、「3.できない」 |
| エ 認知症老人徘徊感 知機器 | 次のいずれにも該当する者 | |
| | (一) 意見の伝達、介護者への反応、 記憶・理解のいずれかに支障がある者 | 基本調査3-1が、「1.調査対象者が意思を 他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2～基本調査3-7のいずれか が、「2.できない」 又は 基本調査3-8～基本調査4-15のいずれか が、「1.ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の 症状がある旨が記載されている場合も含む。 |
| | (二) 移動において全介助を必要としない者 | 基本調査2-2が、「4.全介助」以外 |
| オ 移動用リフト (つり具の部分を除く。) | 次のいずれかに該当する者 | |
| | (一) 日常的に立ち上がりが困難な者 | 基本調査1-8が、「3.できない」 |
| | (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者 | 基本調査2-1が、 「3.一部介助」又は「4.全介助」 — (要件②へ) |
| カ 自動排泄処理装置 ※ | 次のいずれにも該当する者 | |
| | (一) 排便が全介助を必要とする者 (二) 移乗が全介助を必要とする者 | 基本調査2-6が、「4.全介助」 基本調査2-1が、「4.全介助」 |